

佐賀県訓令甲第五号

本 庁

現地機関

佐賀県文書規程（昭和五十五年佐賀県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

第二十一条第一号中「昭和五十六年内閣告示第一号」を「平成二十二年内閣告示第二号」に改める。

第二十九条を次のように改める。

第二十九条 削除

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。

（佐賀県法制審査委員会規程の廃止）

2 佐賀県法制審査委員会規程（昭和三十一年佐賀県訓令甲第九号）は、廃止する。